

健全化判断比率等（令和5年度決算）を公表します

これまでの財政再建法（地方財政再建促進特別措置法）に代わり、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立・公布されました。それにより地方公共団体は財政運営の状況を客観的に表し、他団体との比較、財政健全化や再生の必要性を判断する指標として、平成19年度決算から健全化判断比率4指標と資金不足比率を公表することが義務付けられました。

健全化判断比率の4指標とは ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 を指します。資金不足比率を含めたこれらの指標には2つの基準が定められています。ひとつは「早期健全化基準」（資金不足比率においては「経営健全化基準」）であり、もうひとつは「財政再生基準」です。この早期健全化基準を下回っていれば健全段階であるといえますが、一つでも基準を超えているようであれば財政の早期健全化（経営の早期健全化）が求められる段階であり、さらに財政再生基準を超えるようであれば「財政再生団体」となります。

○那須烏山市の健全化判断比率と資金不足比率

(単位: %)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那須烏山市	—	—	7.5	—
早期健全化基準	13.62	18.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は赤字または資金不足がなかったことを表す。

(単位: %)

特別会計の名称	水道事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0
備 考		

※「—」は赤字または資金不足がなかったことを表す。